

沿岸広域振興局長告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年1月27日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 路線名 大川松草線
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町大川字長田86番3地先内
- 3 供用開始の期日 平成27年1月28日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
  - (2) 期間 平成27年1月27日から同年2月27日まで